

中野区立第五中学校 P T A

規約



中野区立第五中学校 P T A

東京都中野区上高田 4-28-1

TEL 03 (3389) 2341

FAX 03 (3389) 2342

第1章 名称、目的、方針

- 第1条 本会は、中野区立第五中学校PTAという。事務所を同校におく。
- 第2条 本会は、下記の諸項を目的とする。
- ア. 家庭と学校と地域の緊密な連携をはかる。
 - イ. 生徒の福利厚生をはかる。
 - ウ. 学校教育の振興と、教育環境の整備につとめる。
 - エ. 会員相互の親睦をはかり、会員の教養の向上につとめる。
- 第3条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。
- 第4条 本会は、その活動において、特定の政党や宗教に偏ることなく、又営利を目的とするような行為は行わない。
- 第5条 本会は、直接に学校の管理や人事には干渉しない。

第2章 会 員

- 第6条 本会は、生徒の父母またはそれに代わる人（以下保護者という）と、教職員（以下教員という）を会員とする。

第3章 役 員

- 第7条 本会の役員は次のとおりとする。なお、それぞれの役員は下記に掲げるものより選ぶものとする。
- ア. 会 長 1名 保護者
 - イ. 副会長 3名以上 保護者2名以上および副校長
 - ウ. 書 記 3名以上 保護者2名以上および教員1名
 - エ. 会 計 2名 保護者2名
- 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。
- ア. 会長は会を代表し、会務を総理する。
また、役員選考委員会を除く他の集会に出席して、意見をのべることができる。
 - イ. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
 - ウ. 書記は総会ならびに実行委員会の通知および議事の記録、その他の一般庶務を行う。
 - エ. 会計は本会の金銭出納を取り扱い、収支を正確に記録し、年度末には会計監査を経て、総会で決算報告を行う。
- 第9条 役員は専任とし、任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 第10条 1. 役員を選出は、役員選考委員会が役員候補者を指名する。ただし、教員の役員選出は学校側で選出するものとする。
2. 役員候補者の承認は、会員の5分の1以上の信任に関する票のうち過半数の信任をもって成立する。
3. 前項において承認が得られなかった場合、役員選考委員会は、改めて推薦され

た候補者から役員を決定しなければならない。この場合における手続きは、前二項のとおりとする。

第11条 1. 役員選考委員会の委員は、第1学年・第2学年の保護者からそれぞれ若干名、教員から若干名を互選し、これに校長を加える。

2. 役員選考委員会は任務終了とともに解散する。

第12条 1. 本会に会計監査2名（保護者）をおく。

2. 会計監査は役員に準じて選出する。

3. 会計監査は本会の会計を監査する。

4. 会計監査は専任とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第4章 総会・委員会

第13条 1. 総会は、この会最高の議決機関であり、会長が召集するとともに、次のことを議決する。定期総会は年度始めに開き、会の成立は会員の5分の1以上の出席を必要とする。ただし、会員に託された委任状はこれを出席と扱うものとする。

ア. 前年度活動ならびに決算報告を行う。

イ. 新年度計画、予算の審議と承認を行う。

ウ. その他重要な事項

議事は出席者の過半数をもって決する。

2. 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に、会長が臨時召集する。

第14条 1. 常任委員会は、教養、広報、厚生、校外生活指導、学年（1年、2年、3年）の委員会とする。

2. 常任委員会は、各学級から選出された委員（保護者）と、教員から選出された若干名をもって構成される。

3. 各委員会は、委員長1名（保護者）、副委員長2名（保護者1名、教員1名）を互選する。

4. 常任委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第15条 実行委員会は、本会の役員と常任委員会の正副委員長または同委員会内での代理をもって構成し、その任務は次のとおりとする。

ア. 各委員会で立案された計画の審議と決定

イ. 年度計画ならびに予算案の作成

ウ. 総会に提出する報告書の作成

エ. 必要な場合、特別委員会の設置

オ. 会から委任された事項の処理

第16条 1. 各常任委員会の任務は次のとおりとし、実行委員会の審議を経て実行に移されるものとする。

ア. 教養委員会は、生徒、会員の教養の向上をはかり、併せて社会教育の振興につとめる。

イ. 広報委員会は、広報活動を通じ会員相互の連絡親睦をはかる。

- ウ. 厚生委員会は、生徒、会員の保健衛生と福利厚生につとめる。
- エ. 校外生活指導委員会は、生徒の校外生活を支援し、地域の環境の向上につとめ、地域における諸活動に協力する。
- オ. 学年委員会は、学年ならびに学級相互の連絡をはかりながら、子どもの幸福を願い理解を深めるための学習、その他、諸活動を推進する。

2. 会長は、必要と認めるときは、全会員を招集し、各常任委員会を開くことができる。

- 第17条 1. 特別委員会の委員は、実行委員会で選出する。
2. 特別委員会は任務終了とともに解散する。

第18条 各委員会の会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

第19条 校長は、総会及び各委員会に随時出席して、意見を述べることができる。

第5章 会 計

第20条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって支弁する。

- 第21条 1. 会費は、1家庭につき、月250円（年額3,000円）とする。
2. 会費は事情により、実行委員会の承認を得て減額または、免除することができる。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付 則

第23条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意により、改訂することができる。

- 第24条 本規約は、昭和48年4月30日から一部修正し施行する。
本規約は、昭和50年4月26日から一部修正し施行する。
本規約は、昭和48年4月1日から一部修正し施行する。
本規約は、昭和58年4月30日から一部修正し施行する。
本規約は、平成2年4月1日から一部修正し施行する。
本規約は、平成5年4月21日から一部修正し施行する。
本規約は、平成13年4月21日から一部修正し施行する。
本規約は、平成16年4月23日から一部修正し施行する。
本規約は、平成25年12月13日から一部修正し施行する。
本規約は、平成29年2月9日から一部修正し施行する。
本規約は、平成30年5月2日から一部修正し施行する。
本規約は、平成31年4月26日から一部修正し施行する。
本規約は、令和4年5月2日から一部修正し施行する。

細 則

役員選考の範囲

原則として、現 1・2 年生の会員とする。なお、次年度において会員となる保護者からの選出を妨げない。

役員選出方法

1. 全会員が役員候補者として、1 人につき 2 名まで投票できる。
2. 投票された人の中から役員選考委員会において役員候補者としての人選をする。
3. 役員選考委員会により役員候補者を一同に招集し、役員の仕事について十分に内容説明をし、同意を得たうえで役員候補者決定に至る。
その後氏名を発表する。
4. 役員選考委員が役員候補者として投票された場合は、役員選考委員会内の意見の一致を見たとうえで役員選考委員を外れる。ただし、委員の補充はしないで副会長が補助をする。
5. 副会長は相談役として役員選考委員会に参加できるものとする。

途中転出入者に関する会費および集金方法

1. 途中転入者に対しては、会計は会費を転入日を含む月割り計算をして徴収する。
2. 途中転出者に対しては、会計は会費を転出月翌月以降の月割り計算をして返却する。
ただし、転出前に返却請求がない場合はその限りではない。

学校生徒奨励基金

1. 生徒会・部活動など、生徒の学校活動活性化に寄与する物品購入等のための基金として、平成 19 年度に創設。
2. 購入物品等は、特定の個人に対する物ではなく、学校の財産となる物とする。
3. 購入等に当たっては、予め実行委員会の承認を得ることとし、実施結果については総会への報告を必要とする。

中野区立第五中学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第 1 条 この個人情報取扱規程は、中野区立第五中学校 P T A（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第 3 条 個人情報の取扱規定は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 学校行事、PTA主催、PTAが協力するボランティア活動に関するご案内
- (2) PTA運営に関する案内、資料等の送付
- (3) PTA会員の入会・退会に関する情報管理
- (4) PTA役員選考業務
- (5) PTA活動の質の向上のためのボランティアサービスの検討

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。
会員の氏名・生徒氏名・学年・クラス・連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）
その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 1. 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2. 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 1. 個人情報は、本会が適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(その他)

第9条 その他、個人情報に関する運用については、個人情報の保護に関する法律に基づくものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、PTA総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

附則

この規程は、平成30年5月2日から施行する。

慶弔に関する内規

1. 生徒又は生徒の父母死亡の場合は10,000円を、兄弟の場合は、5,000円を贈る。
2. 教員の配偶者死亡の場合は10,000円を、教員の一親等（血族・婚姻）の場合は5,000円を贈る。
3. 教員及び生徒の病気が長期（概ね欠勤一カ月以上）に亘る場合は実行委員会の協議によって見舞いする。
4. 教員の結婚には10,000円を贈ってこれを祝う。
5. 教員の出産祝いには5,000円を贈ってこれを祝う。
6. 上記以外において必要と認めた場合は実行委員会の協議によって執り行う。
7. この内規は平成3年4月20日から実施する。

学校 教育 目標	一、あたたかい心 一、ゆたかな知性 一、たくましい身体 誇りある五中生を 目ざして
-------------------------	---

PTA機構一覽表

